

# 医療費の“負担割合”と“自己負担限度額”

## ◎ 負担割合

組合員証を使用して医療機関等で診療を受けた際、医療費（保険診療分）に対し会計窓口で支払う一部負担金（組合員）・自己負担金（被扶養者）の負担割合は次のとおりです。

	組合員 （一部負担金）	被扶養者の負担割合 （自己負担金）	共済組合の負担割合
組 合 員	医療費の3割		医療費の7割
被 扶 養 者	医療費の3割 （小学校就学前 2割）		医療費の7割 （小学校就学前 8割）
高齢受給者（70～74歳）の 組合員 及び 被扶養者	医療費の2割（注1） （ 現役並み所得者（注2） 3割 ）		医療費の8割 （ 現役並み所得者 7割 ）

注1 高齢受給者の負担割合「医療費の2割」については、平成26年3月までに既に70歳に達している方については、特例措置を継続することで法定負担割合を「医療費の1割」とし、残りの1割については、国が負担しています。

注2 「現役並み所得者」とは、標準報酬の月額が280,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。

## ◎ 高額療養費制度の自己負担限度額

上記により負担する一部負担金や自己負担金にも、年齢や組合員の所得に応じて自己負担限度額が設けられ、上記による負担額が自己負担限度額を上回った場合には、その差額が高額療養費として共済組合より支給されます。

※ 70歳未満の人	自己負担限度額	◆ 多数該当
標準報酬の月額 830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
標準報酬の月額 530,000円以上 790,000円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
標準報酬の月額 280,000円以上 500,000円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
標準報酬の月額 260,000円以下	57,600円	44,400円
低所得者 (市町村民税非課税)	35,400円	24,600円

70歳以上の人	自己負担限度額		◆ 多数該当
	外来のみ (個人ごと)	外来 + 入院 (*世帯単位)	
★ 現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般所得者	12,000円	44,400円	
低所得者	8,000円	24,600円 又は 15,000円	

注3 「多数該当」の額とは、過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の、4回目以降の高額療養費の支給に該当の場合の自己負担限度額です。

注4 「世帯単位」とは、共済組合にあっては、組合員とその被扶養者で構成される、医療保険上の世帯をいいます。

<お問合せ先 健康管理課>